

ポーランド週報

(2023年3月30日～2023年4月5日)

令和5年(2023年)4月7日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 子ども手当「500+」に関する動向 ヨハネ・パウロ2世追悼記念行進 「左派」プログラム党大会の実施 「同盟」による農業政策の発表 コヴァルチク農業・農村開発大臣の辞任 クキス「クキス'15」党首と「法と正義」(PiS)の選挙協力に関する報道 ラウ外相のブカレスト・ナイン(B9)外相会合出席 ウクライナ向け装甲車の生産 ドゥダ大統領夫妻のローマ訪問 ウクライナへのMiG-29戦闘機供与 ラウ外相の NATO 外相会合出席 ゼレンスキー・ウクライナ大統領夫妻のワルシャワ訪問								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 死亡事故の60%は地方で発生との報道 ベラルーシ国境における不法移民状況 サイバー犯罪への注意喚起								
経済 3月インフレ速報値 ダイキンのヒートポンプ工場建設開始 ポーランド首相、EUの2035年CO2排出車両販売禁止に反対 仏、引き続きポーランドでの大型軽水炉建設に関心 気候・環境大臣、石炭火力発電所の代替として原子力が不可欠 高温ガス研究炉協力の進展 科学技術評価委員会委員の任命								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙に伴う在外選挙の実施について（令和5年4月）（予定） 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

政 治
内 政

子ども手当「500+」に関する動向【3月30日】

3月30日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、与党「法と正義」(PiS)が子ども手当「500+」の価値を高める決定を下したと報じた。最も可能性が高いシナリオは、給付金額を500ズロチから700ズロチに上げることである。これは、「市民プラットフォーム」(PO)が発表した、産休を取った後に職場復帰することを望む母親に対して月額1,500ズロチを支払う「おばあちゃん給付金」という公約に対するPiSの反応であるとみられている。

ヨハネ・パウロ2世追悼記念行進【4月2日】

4月2日、ヨハネ・パウロ2世の命日に際し、ポーランド各地において、同ローマ法皇の追悼記念と名誉を守るための行進が実施された。ワルシャワでは、約5万人が行進に参加したといわれている。昨今、ヨハネ・パウロ2世の小児性愛に対するアプローチに関して国内社会では分断が起きており、今年の命日はこれに重なることになった。4月初め、ウッチでは、ヨハネ・パウロ2世の像が何者かによってペンキで汚されるという事件も起きていた。

「左派」プログラム党大会の実施【4月2日】

4月2日、「左派」は、「低いインフレ・公正な経済」と題したプログラム党大会を開き、自党の経済公約を発表した。具体的には、欧州復興基金のブロック解除、公共サービス職員の賃金の20%上昇、保育所における10万人分の増枠、30万戸の賃貸住宅の新設、二酸化炭素排出ゼロの公共交通機関や再生可能エネルギーへの55億ズロチの投資などであった。

「同盟」による農業政策の発表【4月3日】

4月3日、「同盟」の議員たちは、下院にて記者会見を開き、『「同盟」の農民のための5か条』と題した農業政策を発表した。同党は、農業に関する官僚主義の排除や規制撤廃、農産物の小売販売の自由化などを訴えた。

コヴァルチク農業・農村開発大臣の辞任【4月5日】

4月5日、コヴァルチク農業・農村開発大臣は辞意を表明した。安価なウクライナ産穀物がポーランドの市場に入ってきたことにより、影響を被っているポーランド農業関係者たちからの抗議を受け、同農相は、欧州委員会に対し、ウクライナ産穀物のゼロ関税輸入に関してセーフガード条項を発動するよう要請すると約束していた。しかし、欧州委員会は、ウクライナ産穀物の関税ゼロ・割当無しによる輸入を再延長する案を発表した。これを受け、同農相は、「欧州委員会が農民たちの基本的な要求を満たしていないことは明白であるため、農業・農村開発大臣の職を辞することにした。」と述べた。後任には、テルス下院農業・農村開発委員会院長が就くとみられている。なお、同農相は、副首相を兼務しているが、副首相の座には留まるとされている。

クキス「クキス'15」党首と「法と正義」(PiS)の選挙協力に関する報道【4月5日】

4月5日、ポータル・サイト「スーパー・エクスプレス」は、「クキス'15」の党首を務めるクキス下院議員が、「法と正義」(PiS)と共に選挙に臨むのはほぼ確実であると報じた。

外交・安全保障

ラウ外相のブカレスト・ナイン(B9)外相会合出席【3月30日、31日】

3月30日から31日にかけて、ラウ外相は、ポーランドのウッチで開かれたB9外相会合に出席した。NATO東方諸国(ブルガリア、チェコ、エストニア、リトアニア、ラトビア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、ハンガリー)の外相たちが参加し、ロシアの残忍な侵略と戦っているウクライナへの支援という、出席者の観点から最も重要である問題に焦点が当てられた。ラウ外相は、「ポーランドはB9のフォーマットを非常に重要視している。欧州の複雑な安全保障状況の中で、東方諸国の強力で統一された意見は特に明確であるべきだ。」と強調した。

ンドで生産するための予算を承認したことを明らかにし、「ポーランドは、ウクライナのための兵器生産の資金を獲得するため、数か月にわたって働きかけを行い、その努力が実を結んだ。資金はEUと米国が共同で負担することになる。」と述べた。

ドゥダ大統領夫妻のローマ訪問【4月3日】

4月3日、ドゥダ大統領夫妻はローマを訪問した。今回のローマ訪問では、本年6月21日から7月2日にかけてクラクフ市とマウオポルスカ地方で行われる第3回ヨーロッパ競技大会に関する式典に参加したほか、バチカンのサンピエトロ大聖堂にあるヨハネ・パウロ2世の墓標を訪れて献花を行った。

ウクライナ向け装甲車の生産【4月1日】

4月1日、モラヴィエツキ首相は、EUがウクライナ向けの装輪装甲車「ROSOMAK」100両をポーラ

ウクライナへのMiG-29戦闘機供与【4月3日】

4月3日、プシダチ大統領府国際政策局長官は、当地ラジオ局のインタビューにおいて、ポーランドが

ウクライナに供与するMiG-29戦闘機の内、最初の数機がウクライナに既に到着したことを明らかにし、「ウクライナ側はさらなる支援を求めるだろう。MiG-29戦闘機はウクライナが我々も含めた安全保障を守る上で本当に役立つ。」と述べた。

ラウ外相の NATO 外相会合出席【4月4日、5日】

4日から5日にかけて、ラウ外相は、ブリュッセルで開かれたNATO外相会合に出席した。会合の主な議題は、ロシアがウクライナに対して行っている戦争への対応と7月にリトアニア・ヴィリニウスで開かれるNATO首脳会合に向けた準備であった。外相会合の機会を捉え、フィンランドを31か国目のNATO加盟国として迎える式典が執り行われたほか、NATO外相たちは、4月4日でNATOを設立するためのワシントン条約の調印から74周年を迎えたことを記念した。また、ラウ外相は、日本の林外務大臣と会談を行い、現在の二国間協力の状況やウクライナをさらに支援するための協働について議論した。

ゼレンスキー・ウクライナ大統領夫妻のワルシャワ訪問【4月5日】

4月5日、ゼレンスキー大統領夫妻は、ワルシャワを公式訪問し、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相と会談した。ドゥダ大統領とゼレンスキー大統領が行った会談では、安全保障と経済協力、歴史問題が主な議題に上った。また、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー大統領に白鷺勲章を授与した。モラヴィエツキ首相とゼレンスキー大統領との会談では、現在の二国間のテーマや安全保障に関する問題、現在進行中のロシアによるウクライナ侵略について議論されたほか、ポーランドの軍事装備の購入、弾薬の生産、戦争で受けた被害からの復興に関する3つの文書が署名された。さらに5日午後、ドゥダ大統領とゼレンスキー大統領の出席を得てポーランド・ウクライナ経済フォーラムが開かれた。ドゥダ大統領は、経済フォーラムにおいて、ポーランドにやって来たウクライナ人やロシアの侵略と戦うために残ったウクライナ人を、しばしば匿名で自己PRすることなく支えてきたポーランド企業の代表者たちに感謝の意を示した。同日夕刻には、ワルシャワ旧王宮の中庭において、ドゥダ大統領とゼレンスキー大統領の演説が行われ、ポーランドとウクライナの連帯が強調された。

治 安 等

死亡事故の60%は地方で発生との報道【4月1日】

4月1日、ジェチポスポリタ紙は、2022年における警察の統計を引用して、死亡事故の約60%が都市部外で発生していると報じた。警察によると、地方では、運転手はスピードを出して運転する傾向にあり、1台の車で複数人が死亡する場合があるほか、医療機関の到着が遅くなることが多いという。また、速度違反自動取締装置が多く設置されている都市部において、運転手は慎重に運転する一方、地方ではそうした機器が設置されていない点にも言及している。

ベラルーシ国境における不法移民状況【4月4日】

4月4日、ベラルーシ側からポーランドへの越境を試みていた外国人約20名が、国境警備隊員に対して、石や枝を投げつけるなど攻撃的な態度を示した。

ベラルーシ国境沿いにおいては、現在においても、中東を始めとする外国人による不法越境の試みが継続して行われているが、ポーランド国境警備隊は、当該国境にはフェンスが設置されたため、安全は確保されていると指摘している。

サイバー犯罪への注意喚起【4月4日】

4月4日、国家警察本部サイバー犯罪対策中央本部(CBZC)は、同本部になりすましてメールを送り機密情報を入手しようとしていると事案があると報告した。当該メールには、記載されたリンク先にアクセスすると機密情報が失われる可能性があるという。同本部は、メッセージの送信元を慎重に確認し、疑わしいメールの際にはリンク先や添付資料を開かないよう注意喚起した。

経 済

マクロ経済動向・統計

3月インフレ率速報値【3月31日】

中央統計局(GUS)が31日に発表した速報値では、3月のポーランドのインフレ率は前年同月比で16.2%であった。ポーランドの2月の消費財・サービス価格は前年同月比18.4%、1月は前年同月比17.2%の上昇だった。グラピンスキ・ポーランド国立銀行(NBP)総裁は、今月初め、2023年末までにイン

フレ率が1桁台に低下するとの予測を新たにした。NBPは3月10日に発表したインフレ報告書で、今年のインフレ率は平均11.9%、次いで2024年に5.7%、2025年に3.5%となるとした。今月初め、NBPの金利決定会議(RPP)は主要金利を据え置き、基準金利を6.75%に維持している。

ポーランド産業動向

ダイキンのヒートポンプ工場建設開始【4月4日】

4月4日、ダイキンヨーロッパ社は、ウッチにおいてヒートポンプ工場建設予定地で地鎮祭を開催し、当該工場の建設を開始した。2030年までに3億ユー

ロを投資し、3,000人を雇用する予定である。2024年7月には生産を開始予定で、これはポーランドにおける近年最大の外国からの投資である。

エネルギー・環境

ポーランド首相、EUの2035年CO2排出車両販売禁止に反対【3月30日】

モラヴィエツキ首相は、EUが2035年からCO2を排出する新車の販売を禁止することについて、ポーランド政府は決して受け入れないと述べた。さらに、同首相のツイッターに、金持ちの国やブリュッセルの官僚が進める別のまやかしのイデオロギー的な考えからポーランドの家族を守るために、我々はあらゆる力を尽くすと投稿した。欧州理事会は、28日にCO2を排出する新車の販売を2035年に終了させるという規制を承認した。このEU法では、販売されるすべての新車について、2035年から排出ガスをゼロにし、2030年からは2021年比でCO2排出量を55%削減することが義務付けられる。欧州理事会指令に反対票を投じたのはポーランドだけで、イタリア、ルーマニア、ブルガリアは棄権した。

仏、引き続きポーランドでの大型軽水炉建設に関心【3月30日】

仏EDFは、ポーランドと原子力分野での協力の可

能性について協議を継続しており、フランスは、既に米が最初の原子力発電所建設のパートナーとなっている事実を考慮し、オファーを調整していると述べた。さらに、仏は、債務融資を確保するために必要なすべての手段を持っていると加えた。

気候・環境大臣、石炭火力発電所の代替として原子力が不可欠【4月3日】

モスクファ気候・環境大臣は、ポーランドに原子力発電所がない限り、石炭火力によるエネルギー生産から撤退することはできないと述べた。さらに、現在見直しを行っている2040年までのエネルギー戦略について、既存の石炭火力発電所の技術的・経済的な見直しを完了し、これらの発電所がシステムに残ることを可能にするために、近代化も含まれると付け加えた。また、同大臣は、2040年にはポーランドのエネルギーミックスのうち、再生可能エネルギーと原子力が約73%を占めることになり、送電・配電網の整備は、効果的なエネルギー転換を行うための必要条件である述べた。

科学技術

高温ガス研究炉協力の進展【3月31日】

3月31日、ポーランド高温ガス研究炉の基本設計に関する研究協力を実施しているポーランド国立原子力研究センター(NCBI)と日本原子力研究開発機構(JAEA)は、基本設計の完了に向け、更なる研究協力契約を締結したと発表した。NCBIは、2024年5月までに高温ガス炉研究炉の基本設計を完了させる予定である。JAEAは、2022年11月に研究協力契約(その1)を締結し、当該基本設計のうち、燃料設計及び炉心設計をNCBIに提示し、2023年2月末に契約の履行を完了した。これに続き、基本設計のうち最後となる安全設計(原子炉停止系、残留熱除去系、原子炉格納施設など)に関する研究協力契約(その2)を3月29日付けで締結した。

科学技術評価委員会委員の任命【4月4日】

4月4日、2023～2027年の科学評価委員会の委員34名が任命された。同委員会は、科学活動の質の評価、査読付き論文等を発行する出版社リストや国際会議の査読付き資料の原案作成、評価対象となる科学分野に関する教育・科学大臣への提言を行う。また、同大臣が決定した事項について意見・評価するとともに、科学活動の質や博士課程の教育の質の評価も行う。同委員会は、大学、ポーランド科学アカデミーの科学機関、研究機関、国際機関からの候補者の中から選ばれた、科学と芸術の各分野における代表者で構成されており、教育・科学大臣から提示された科学政策分野の経験をもつ7名も含まれている。委員長はフィリップ・M／シマンスキ教授である。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航

する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届(ORRネット)への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

参議院議員及び衆議院議員の補欠選挙に伴う在外選挙の実施について(令和5年4月)(予定)

1 投票することができる方

(1)参議院議員補欠選挙(大分県選挙区)

大分県内の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方

(2)衆議院議員補欠選挙

千葉県第5区、和歌山県第1区、山口県第2区または山口県第4区の選挙管理委員会名と衆議院小選挙区が記載されている在外選挙人証をお持ちの方

2 在外選挙の日程

告示日:2023年4月11日(火)(衆議院議員補欠選挙。参議院議員補欠選挙の告示日は4月6日)

在外公館投票日(当館の投票日):2023年4月12日(水)(衆議院議員補欠選挙は予定)

日本国内の投票日:2023年4月23日(日)(衆議院議員補欠選挙は予定)

3 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。皆様にあった投票方法を知るには以下の投票方法のページをご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

4 詳細

衆議院議員補欠選挙: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100474201.pdf>

参議院議員補欠選挙 <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100474198.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

〔開催中〕展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催中です。着物とその歴史を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

〔開催中〕展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」【2023年3月24日(金)～7月30日(日)】

ポズナン国立博物館にて、展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」が開催中です。日本のグラフィックデザイン作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Narodowe w Poznaniu, Aleje Marcinkowskiego 9, Poznań

詳細: <https://mnp.art.pl/en/galeria/kenya-hara-make-the-future-better-than-today/>

〔開催中〕ポフシン植物園での日本月間【2023年4月1日(土)～30日(日)】

ポーランド科学アカデミーのポフシン植物園にて「日本月間」が開催中です。様々な写真展・ワークショップ・コンクールや花見等が実施されます。

開催場所: PAN Ogród Botaniczny – Centrum Zachowania Różnorodności Biologicznej w Powsinie, ul. Prawdziwka 2, Warszawa

詳細: www.ogrod-powsin.pl/

〔予定〕第2回国際ギターミュージックフェスティバル・コンクール【2023年4月20日(木)～4月22日(土)】

ルビン市のルビン文化センター「ムザ」にて、「第2回国際ギターミュージックフェスティバル・コンクール」が開催されます。日本のアーティストも出演予定です。入場は有料です。

開催場所: Centrum Kultury „Muza” w Lubinie, ul Armii Krajowej 1, Lubin

詳細: <https://ckmuza.eu/20-22-04-2023-ii-miedzynarodowy-festiwal-i-konkurs-muzyki-gitarowej/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(<http://www.pl.emb-japan.go.jp/index.j.htm>)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsml@wr.mofa.go.jp)